

資料 1

文化庁長官ならびに財務大臣に提出した国家補償制度についての要望書

要 望 書

全国美術館会議は、昭和 27 年の創立以来、国公私立の別を問わず、広く全国の美術館が加盟する我が国唯一の団体として（現在 337 館が加盟）、美術館が抱える諸問題に関する調査研究をはじめ、我が国の美術館事業の振興のために営々として活動を展開して参りました。

現在、美術館が当面しております大きな課題の一つといたしまして“海外の貴重な文化財の借り入れに際しての国家補償制度の創設”がございませう。

美術館では、各国の貴重な文化財である美術品を中心とした展覧会を開催し、国民に世界各国の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供していますが、開催に要する莫大な経費のうち、特に美術品の移送と展示に関する保険料が高額に上がり、その支弁に苦慮するとともに、台湾の故宮博物館のように、国家補償のない場合には貴重な文物は貸し出さないと言うケースさえございませう。

すでに御高承のとおり、諸外国、特にアメリカ合衆国では、海外の美術品の借り入れにかかる国家補償制度について早くから立法措置がなされており、別添の資料にございませうように、メトロポリタン美術館をはじめ全米の美術館が、この制度のもとに展覧会を繰り広げていませう。

つきましては、我が国においてもこのような展覧会を開催する場合には、我が国の主要な文化政策の一つとして、これらの文化財に対する国家補償制度を、一日も早く創設して下さいませうよう、お願い申し上げます。

平成 13 年 11 月 12 日

文化庁長官 佐々木正峰 様

財務大臣 塩川正十郎 様

全国美術館会議会長 養 豊